HAYABUSA ASUKA LAW OFFICES NEWS LETTER Vol.14

隼あすか法律事務所ニュースレター第 14 号　Sep, 2015

CONTENTS

- P.1…民法改正（債務不履行・債権者代位権）
- P.4…職務発明・不正競争防止法の平成２７年法改正
- P.7…労働基準法の改正について
- P.10…弁護士コラム

民法改正（債務不履行・債権者代位権）　弁護士　椿原　直・太尾　剛

第１　はじめに

平成 21 年 11 月 24 日の第１回会議以降、長年にわたって法制審議会民法（債権関係）部会で議論されてきた債権法改正について、平成 27 年 2 月 10 日の第 99 回会議において「民法（債権関係）の改正に関する要綱案」が決定され、その後平成 27 年 3 月 31 日に民法の一部を改正する法律案（以下、「改正法案」といいます。）が国会に提出されました。

弊所ではこれまで改正の動向を注視してきましたが、この度改正法案が提出され、今後の改正の方向性がある程度明らかになったことから、今般改めて内部で検討を行っております。今回はその中から、債務不履行（改正法案要綱第 11）及び債権者代位権（改正法案要綱第 16）について、概要を紹介いたします。

第2 債務不履行

1 概要

債務不履行については、従来の法解釈を大きく超える改正を行うか、法制審議会において議論がなされてきましたが、基本的には従来の法解釈を維持する部分が多く残され、主には判例法理や通説的な解釈を明確化することを目的とした条項の追加修正がなされることとなりました。

2 改正法案 415 条

まず、債務不履行に基づく損害賠償を求めることができる場面として、履行不能の場合が含まれることを明確にしました（1 項前段）。次に、債務不履行に基づく損害賠償請求権の免責事由を明確にし、かつ主張立証責任が債務者にあることを定めました（1 項後段）。これらは現行法の解釈を変更するものではないと考えられます。

また、いわゆる填補賠償が可能である場合について、2 項において列挙されました。

3 改正法案 412 条 2 項

不確定期限の定めがある場合の履行遅滞の要件として、「期限の到来した後に履行の請求を受けた時」と期限の到来したことを知った時のいずれか早い時とする、という従来の法解釈を明確化しました。

4 改正法案 413 条の 2　1 項

遅行遅滞後に当事者双方の責めに帰すことができない事由が生じた場合には、履行不能について債務者に帰責事由があるとみなして、結果履行不能に基づく損害賠償請求権が生じるという、従来法解釈で導いてきた結論を、明確にしました。

5 改正法案 422 条の 2

債務者において帰責事由がない場合に、債務者が代償を取得した場合には、代償請求権が認められるという、従来の通説を明確にしました。

なお、債務者に帰責事由がないとはいえない場合にどのように取り扱うべきかは、①（少なくとも損害賠償と競合する範囲では）損害賠償を請求すべきであり、債務者の財産管理に対して過度に干渉すべきではないから、認めるべきではないという立場と、②債権者の選択により代償請求を求めることができるという立場がありますが、本条文は、帰責事由が無いことを要件としなかったというものではなく、今後の解釈に委ねたと考えられています。

6 改正法案 416 条 2 項

従来、損害賠償の範囲について「予見できた」と定めていた部分を、「予見すべき」という規範的概念に改めることで、契約の趣旨や取引の実情を考慮して、損害賠償の範囲を措定することを目指しました。なお、現民法下での解釈論及び判例法理は、議論の対立状況を含めて引き継がれることとなりました。

中間試案の段階では、損害軽減義務の問題や、予見すべき時期の問題（債務不履行の時点なのか、契約締結の時点なのか）について活発な議論がなされたが、最終的にはこれらの点を明示することなく改正法案が定められました。

7 改正法案 418 条

「債務の不履行又はこれによる損害の発生若しくは拡大」に関して債権者に過失があったときには過失相殺ができるとしました。現行法の内容をより明確にしたものであり、従来の解釈を改めるものではないと考えられます。

8 改正法案 420 条

損害賠償額の予定について、「裁判所は、その額を増減することができない」としていた従来の規定を削除しました。従来、公序良俗（90 条）によって無効となることがあり得たため、この規定の存在意義が問われることとなりました。市民に分かりやすくするという観点から、最終的に当該条項が削除されることとなりました。

第3 債権者代位権

1 概要

債権者代位権については、従来の実務における運用・現実的機能に対し、本来の制度趣旨と乖離しているとの批判から、制度自体の廃止も視野に入れた改正の必要性が強く主張されておりました。改正法では、債権者代位制度の廃止自体までは行われなかったものの、従来の判例法理を明文化するのみならず、従来の運用を修正する方向での改正もなされています。そこで、以下では、従来の運用を修正する内容の改正点を中心にご紹介させていただきます。

2 改正法案 423 条の 5

現行法下においては、債権者代位権を行使する債権者は、被代位権利に対する管理処分権を取得し、債務者は、債権者代位権が行使されたことについて、債権者から通知を受け、又はこれを知ったときから被代位権利について管理処分権を失い（最判昭和 48 年 4 月 24 日民集 27 巻 3 号 596 号）、この場合、第三債務者も債務者への弁済が禁止されると考えられており、債権者代位権にいわば差押え類似の効力を認めています。しかし、このような運用・判例法理に対しては、代位権はもともと債務者の権利行使には介入できない性質のものであり、債務者の管理処分権を奪うことは、債務者の地位を過度に弱めることになるとの批判がありました。

改正法案は、このような批判を受け、①債権者が被代位権利を行使した場合であっても、債務者は、被代位権利について、自ら取立てその他の処分をすることを妨げられない、②第三債務者も、被代位権利について、債務者に対して履行をすることを妨げられないと規定しました。

現行法における債権者代位権は、上記のような差押え類似の効力が認められていることから、債権回収に資するものとして利用されています。しかしながら、改正法案により、差押え類似の効力が否定されたことにより、債権者代位権の有する債権回収機能が損なわれると考えられ、債権者代位権を利用した債権回収が困難になる可能性があります。

３ 改正法案 423 条の 6

現行法下においては、債権者代位権を訴訟において行使した場合に、いかなる根拠で債務者に対し判決の効力が拡張されるのかに関し明文の規定がなく、解釈上大きな議論がなされておりました。そこで、改正法案は、訴訟上債権者代位権を行使する場合、債権者は、債務者に対し訴訟告知をしなければならない旨規定することにより、債務者に参加的効力が生じることの根拠が明確化しました。

４ その他の改正

その他の改正として、①代位行使される権利の目的が可分である場合には、債権者が代位行使をすることができる限度は、債権者が有する債権の額に限られること（423 条の 2）、②金銭の支払又は動産の引渡しが債権の目的である場合には、債権者は自身への直接の支払又は引渡しを請求できること（423 条の 3）、③第三債務者は、債務者に対し主張することのできる抗弁をもって債権者に対抗することができること（423 条の 4）、④従来債権者代位権の一類型として解釈上認められてきた登記請求権の代位行使が明文上認められたこと（423 条の 2）等が挙げられます。これらの改正は、いずれも従来の判例法理・実務における運用を明文化するものであり、今後の実務における債権者代位権の運用を大きく変更するものではないと考えられます。

職務発明・不正競争防止法の平成27年法改正　　弁護士　滝口　博一

第1　はじめに

今国会（第 189 回通常国会）において、知的財産権関連で企業に大きな影響のある法改正が成立しました。

ここでは、①職務発明制度の見直し（「特許法等の一部を改正する法律」）及び②営業秘密に関する不正競争防止法等の改正、について、改正の概要、及び企業への影響や検討される社内規程等について見て行きたいと思います。

第2　①職務発明制度の見直し（「特許法等の一部を改正する法律」）

１ 現行制度

「職務発明制度」とは、従業者等が職務上した発明について、使用者等が特許権等を取得した場合の権利　やその対価（報酬）の取扱いについて定める制度です（特許法35条）。

現行制度は以下のとおりです。

A:特許を受ける権利は発明者に帰属し、使用者等が特許出願をするには、その権利を譲り受ける形となる(発明者帰属)。

B:発明者は、特許を受ける権利を使用者等に承継させた場合、その対価を請求することができる(対価請求権)。

2 本改正概要

本改正において、発明の奨励及び権利帰属の不安定性を解消するために、職務発明制度の見直が見直され、その概要は以下のとおりです。

A:従業者等がした職務発明については、契約、勤務規則その他の定めにおいてあらかじめ使用者等に特許を受ける権利を取得させることを定めたときは、その特許を受ける権利は、その発生した時から使用者等に帰属するものとする(35条新3項)。

B:従業者等は、契約、勤務規則その他の定めにより職務発明について使用者等に特許を受ける権利を 取得させた場合には、相当の金銭その他の経済上の利益を受ける権利を有するものとする(第35条新4項)。

なお、上記改正内容Bにつき、経済産業大臣は、発明を奨励するため、産業構造審議会の意見を聴いて、相当の金銭その他の経済上の利益の内容を決定するための基準の策定に際して使用者等と従業者等との間で行われる協議の状況等について指針(ガイドライン)を定めるものとされています(第35条新6項)。

本改正の施行日は、公布の日(平成27年7月10日)から起算して1年内の政令で定める日とされています。

3 企業への影響や検討される社内規程等

企業間の共同研究の場合に、特許を受ける権利が共有の場合には他の共有者の同意を得なければその持分を譲渡することができないとされているため(33条3項)、現行制度では、企業Aが自社の従業員 a から特許を受ける権利を承継する場合、共同開発他社Bの従業員bの同意を得る必要があるため、権利の承継に係る手続負担が課題とされていました。

本改正によって、企業が従業員に対してあらかじめ職務発明規程等に基づいて帰属の意思表示をした場合には、特許を受ける権利は、発生したとき(発明が生まれたとき)から企業に原始的に帰属させることが可能となったため、従業員からの共有持分の譲渡という手続きが不要となり、現行制度の上記課題が解決可能となります。

その他、本改正によって、企業に特許を受ける権利を原始的に帰属させることを可能に

することによって、従業員による二重譲渡のリスクを軽減することができます。

企業において、本改正によるメリットを享受するためには、職務発明規程等を見直す必要がありますので、検討を進められてはいかがでしょうか。

第3 ②営業秘密に関する不正競争防止法等の改正

1 本改正概要

改正内容は刑事・民事の多岐にわたりますが、営業秘密侵害行為に対する抑止力の向上（下記ア）及び営業秘密侵害罪の処罰範囲の整備（下記イ）が図られています。

ア 営業秘密侵害行為に対する抑止力の向上

（刑事）

・罰金の引き上げ：個人 1千万円 → 2千万円（海外重課 3千万円）

法人3億円 → 5億円（海外重課 10億円）

・営業秘密侵害罪を非親告罪とする。

（民事）

・民事訴訟（賠償請求等）における原告の立証負担を軽減するため、被告による営業秘密の使用を推定する規定等を創設（被告が営業秘密を不正取得したこと、及び当該営業秘密が物の生産方法に係るものであること等を原告が立証した場合に限り、当該営業秘密の使用が疑われる被告の製品は、被告が当該営業秘密を使用してこれを生産したものと推定）。

（刑事・民事）

・営業秘密侵害品の譲渡・輸出入等を禁止し、差止め等の対象とする（民事）とともに、刑事罰の対象とする（営業秘密侵害品であることを知らず、かつ、知らないことに無重過失で譲り受けた場合は対象外）。

イ 営業秘密侵害罪の処罰範囲の整備

（刑事）

・不正開示が介在したことを知って営業秘密を取得し、転売等を行う者を処罰対象に追加（現行法では、処罰範囲は営業秘密を不正に取得した行為者から直接に開示を受けた者に限定）。

・営業秘密の海外における取得行為を処罰対象に追加（海外サーバーに保管されている我が国企業の管理する営業秘密の取得行為等）。

・営業秘密侵害の未遂行為を処罰対象に追加。

２ 企業への影響や検討される社内規程等

本改正によって、企業が保有する営業秘密の保護が強まり、また、抑止力の向上によって侵害されるリスク等が軽減することが期待されます。

他方で、企業において、外部から自社内に入る情報が、他社の営業秘密を侵害するものでないかなど、より慎重な対応が必要になってくると考えられます。

そこで、共同開発社からの情報提供時や転職者採用時の社内ルールの整備等、外部から自社内に入る情報のチェック体制が十分であるかなど、再確認されてはいかがでしょうか。

労働基準法の改正について　　弁護士　北　和尚・忠津　充

第１　改正の経緯

先般、厚生労働省によって**「労働基準法等の一部を改正する法律案要綱」**（以下「本改正案」といいます。）が公表されました。その後、本改正案は平成 27 年の国会（第 189 回国会）に提出されました※1

本改正案は、今後の使用者・労働者間の法律関係に大きな影響を及ぼすことが予想されるため、本稿においてご報告させて頂きます。

第２　改正の概要

本改正案は、労働者の長時間労働を抑制するとともに、その健康を確保しつつ、創造的な能力を発揮しながら効率的に働くことができる環境を整備することを最大の目的としています。

本改正案の概要は以下の通りとなります。

（1）長時間労働抑制策・年次有給休暇取得促進策等

①　中小企業における月 60 時間超の時間外労働に対する割増賃金の見直し

②　著しい長時間労働に対する助言指導を強化するための規定の新設

③　一定日数の年次有給休暇の確実な取得

④　企業単位での労働時間等の設定改善に係る労使の取組促進

（2）多様で柔軟な働き方の実現

①フレックスタイム制の見直し

②企画業務型裁量労働制の見直し

③特定高度専門業務・成果型労働制（高度プロフェッショナル制度）の創設

上記の各事項の中でも、特に重要と思われるものを「改正の内容」として取り上げたいと思います。

第3 改正の内容

1 年次有給休暇の取得促進（上記③）

（1） 内容

使用者は、年10日以上の年次有給休暇※2が付与される労働者に対しては、そのうち**5日分**の年次有給休暇を時季を指定して与えなければならないとされています。ただし、労働者の時季指定や計画的付与によって取得された年次有給休暇の日数分については、上記の時季の指定は不要となります。

（2） 趣旨

厚生労働省の調査によると、我が国の企業における年次有給休暇の取得率は 48.8 パーセント、労働者1人あたりの取得日数は9.0日でした（平成25年）。

年々、年次有給休暇の取得率や取得日数は増えてはいるものの、依然として諸外国と比べて低い状況が続いています。また、企業規模や業種・業態によるばらつきも顕著といえます。

そこで、政府は「働き方改革」の一環として、平成32年までに有休取得率を70%まで引き上げる目標を掲げており、それに基づき本改正案が作成されました。

2 特定高度専門業務・成果型労働制（高度プロフェッショナル制度）の創設

（1） 内容

職務の範囲が明確で、一定の年収（少なくとも1,000万円以上）を有する労働者が、高度の専門的知識を必要とする等の業務に従事する場合に、健康確保措置等を講じること、本人の同意や委員会の決議等を要件として、労働時間・休日・深夜の割増賃金等の規定を適用除外とする制度です。

ここでいう「高度の専門的知識を必要とする等の業務」とは、その**業務の性質上従事した時間と従事して得た成果との関連性が通常高くないと認められるもの**をいい、金融商品の開発業務、金融商品のディーリング業務、アナリストの（企業・市場等の高度な分析）業務、コンサルタントの（事業・業務の企画運営に関する高度な考案又は助言）業務、研究開発業務等が考えられています（詳細は厚生労働省令にて規定する予定です）。

なお、労働法上の「管理監督者」（労働基準法41条2項）と異なり、本制度では労働者の深夜労働に関しても割増賃金が発生しない点に注意が必要です※3

（2） 趣旨

時間ではなく成果で評価される働き方を希望する労働者のニーズに応え、その意欲や

能力を十分に発揮できるようにするため、上記ⅰ）記載の各要件を満たした労働者を対象として、新たな労働時間制度を選択できる制度を設けました。

なお、上述の通り、具体的な対象業務は厚生労働省令で定められることになりますが、その範囲に関しては、幅広い労働者を対象に含めたい使用者側の意見と、対象となる範囲を出来るだけ狭めたい（あるいは制度自体に否定的）な労働者側の意見が対立しており、今後の議論の帰趨が注視されるところです。

3 フレックスタイム制・企画業務型裁量労働制の変更

（1） 内容

フレックスタイム制における清算期間※4（労基法 32 条の 3）の上限が 1 か月から 3 か月に延長されます。ただし、1 か月あたりの労働時間が過重にならないよう、1 週平均 50 時間を超える労働時間については、当該月における割増賃金の支払対象に含まれます。

また、企画業務型裁量労働制（労基第 38 条の 4）の対象業務に「課題解決型提案営業」及び「裁量的に PDCA を回す業務」が追加されます。ただし、併せて、対象者の健康・福祉確保措置の充実等の見直しも行われます。

（2） 趣旨

フレックスタイム制の見直しは、同制度を労働者にとってより利用し易くすることによって、労働者の子育てや介護等の生活上のニーズと仕事との調和を図りながら、メリハリのある働き方を可能にすることを目的としています。

また、企画業務型裁量労働制の見直しは、近年のホワイトカラーの働き方の変化を踏まえ、対象業務に新たな類型を加えることによって、対象となる労働者の健康確保を図りつつ、仕事の進め方や時間配分に関して労働者が主体性をもって働けるようにすることを目的としています。

4 中小企業における時間外労働に対する割増賃金の見直し

（1） 内容

現在、中小企業には、その経営環境等を斟酌して、月 60 時間を超える時間外労働に関する割増賃金率（50%以上）の適用が猶予されていますが（労基法 37 条 1 項但書、附則 138 条）、当該猶予措置が廃止されることになりました（平成 31 年4月1日施行）。

（2） 趣旨

従来から労働者の長時間労働の抑制が問題となってきており、過労死や長時間労働による健康被害の予防、ワーク・ライフ・バランスの確保等を図るための環境整備等を目的としています。

第4 まとめ

本改正案は、社会的な趨勢や時流を色濃く反映させたものといえます。もっとも、同法案の詳細や具体的内容、運用については、今後の議論等に委ねられている部分も多く、引き続き主管省庁である厚生労働省における議論の状況等をフォローしていく必要があるものと思料致します。

※1 「労働基準法等の一部を改正する法律案」は内閣提出法律案として、平成 27 年 4 月 3 日付で国会に提出されましたが、平成 27 年 8 月 31 日時点では、まだ成立に至っていません。

※2 「年次有給休暇」は、①6 か月間の継続勤務、②全労働日の 8 割以上の出勤の各要件を充足すれば、パートやアルバイトを含む全労働者に当然に発生する法律上の権利です（労基法 39 条）。

※3 最判平成 21 年 12 月 18 日（判時 2068 号 159 頁）参照。

※4 「清算期間」とは、フレックスタイム制において労働者が労働すべき時間を定める期間（賃金の計算期間に合わせて 1 か月とすることが一般的のようです）のことをいい、労使協定によって清算期間における総労働時間を定めなければなりません。

弁護士コラム　　弁護士 西谷 昌樹

平成27年6月1日から，自転車に関する部分を改正した道路交通法が施行されました。
私も毎日自宅から最寄り駅まで自転車を使っているので，自分の備忘録も兼ねて新たに改正された部分について解説させていただきます。

まず、道路交通法の追加された条文は以下の3つです。

●第108条の2 公安委員会は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる講習を行うものとする。

・・・

十四 自転車の運転による交通の危険を防止するための講習

●第108条の3の4 公安委員会は、自転車の運転に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反する行為であって道路における交通の危険を生じさせるおそれのあるものとして政令で定めるもの（次条において「危険行為」という。）を反復してした者が、更に自転車を運転することが道路における交通の危険を生じさせるおそれがあると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、その者に対し、3月を超えない範囲内で期間を定めて、当該期間内に行われる第 108 条の2第1項第 14 号に掲げる講習（次条において「自転車運転者講習」という。）を受けるべき旨を命ずることができる。

●第120条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

・・・

十七　第108条の3の4（自転車運転者講習の受講命令）の規定による公安委員会の命令に従わなかつた者

以上の条文をまとめますと、公安委員会は自転車で「反復して」「危険行為」をした人に対して自転車運転者講習を受けるように命じることができるようになり、これを無視した場合には5万円以下（1万円以上5万円以下）の罰金刑に処するとされています。自転車運転者講習は道路交通法施行規則で「3時間」と定められており、受講自体大きな負担となりそうですし、無視した場合の罰金は刑事罰ですので、率直に厳しいな、と感じます。

さらに詳しく、「反復して」と「危険行為」の意味について解説させていただきますが、まず、「反復して」については道路交通法、道路交通法施行規則、道路交通法施行令のいずれにも詳細は記載されておりませんが、警視庁からは、「3年以内に2回以上」と告知されています。

次に、「危険行為」とはどのようなことをいうのかといいますと、道路交通法施行令第41条の3は以下の14の行為を「危険行為」として規定しています。

一　法第7条（信号機の信号等に従う義務）の規定に違反する行為
・・・青は進め、黄色は注意、赤は止まれを守りましょうということです。

二　法第8条（通行の禁止等）第一項の規定に違反する行為
・・・道路標識等で通行が禁止されているところを通行してはならないということです。

三　法第9条（歩行者用道路を通行する車両の義務）の規定に違反する行為
・・・自転車が通行することを禁止されていない歩行者用道路を通行するときは歩行者に注意して徐行しなければならないということです。

四　法第17条（通行区分）第1項，第4項又は第6項の規定に違反する行為
・・・自転車は基本的に車道を走りましょう（歩道を通って良い場合ももちろんあります。）、車道では左側を走りましょう、安全地帯や車両通行禁止部分は通らないようにしましょうということです。

五　法第17条の2（軽車両の路側帯通行）第2項の規定に違反する行為
・・・路肩の白線の内側を通るときは、歩行者の通行を妨げないような速度と方法で進行しなければならないということです。

六　法第33条（踏切の通過）第2項の規定に違反する行為
・・・踏切の遮断機が閉じようとし、若しくは閉じている間又は踏切の警報機が警報している間は、当該踏切に入ってはならないということです。

七　法第36条（交差点における他の車両等との関係等）の規定に違反する行為
・・・交差点では優先道路又は幅員の明らかに広い道路を走行する車両を優先し、この優劣のない場合には左方を優先し、さらに交差点では歩行者に注意しましょうということです。

八　法第37条（交差点における他の車両等との関係等）の規定に違反する行為
・・・交差点で右折する場合において、当該交差点において直進し、又は左折しようとする車両等

があるときは、当該車両等の進行妨害をしてはならないということです。

九　法第37条の2（環状交差点における他の車両等との関係等）の規定に違反する行為

・・・環状交差点においては徐行し、歩行者や車両に気をつけて走行しなければならないということです。

十　法第43条（指定場所における一時停止）の規定に違反する行為

・・・交差点に一時停止線があるときは、一時停止線の直前で一時停止しなければならないということです。

十一　法第63条の4（普通自転車の歩道通行）第2項の規定に違反する行為

・・・歩道を通るときは、歩道の中央から車道寄りを徐行し、歩行者を妨げることとなる場合には一時停止しなければならないということです。

十二　法第63条の9（自転車の制動装置等）第1項の規定に違反する行為

・・・ブレーキがきちんと整備されている自転車に乗らなければならないということです。

十三　法第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項の規定に違反する行為（法第117条の2第1号に規定する酒に酔った状態でするものに限る。）

・・・道路交通法は、自動車の運転と同じく、酒気帯びで自転車を運転してはいけないとはしていますが、自転車の「危険行為」とされるのは酒気帯びよりもさらに重い酒酔い運転の場合（アルコールの影響により車両等の正常な運転ができない状態）だけです。

十四　法第70条（安全運転の義務）の規定に違反する行為

・・・ハンドル、ブレーキその他の装置を確実に操作し、かつ、道路、交通及び当該車両等の状況に応じ、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転しなければならないということですが、具体的にどのような運転が安全運転義務違反とされるのかについては、明確に書かれておりません。例えば、雨の日の傘さし運転がそのまま安全運転義務違反とされるわけではないと考えます。

以上危険行為について解説させていただきましたが、私自身とても勉強になりました。

今日の帰宅の際にも自転車に乗りますので、危険行為を決してしないよう気を付けたいと思います。

編集後記

今号は、法改正特集として、今国会（第189回通常国会）において改正案が審議されている法案のうち、実務上重要と考えられる、民法、特許法、不正競争防止法、労働基準法について、改正事項の概略をお届けしました。

このうち、特許法、不正競争防止法に関する改正案については、今国会において成立したものの、民法、労働基準法に関する改正案については、未だ衆議院で審議中とされており、今国会での成立の目処は立っておりません。

報道等では、安保関連法案の陰に隠れてしまっていますが、民法・労働基準法とも、生活に大きく関係する法律ですので、今後の動向にも注意していきたいと思います。

（ニュースレター編集チーム）

配信を希望されない皆様へ

今後ニュースレターの発行を希望されない皆様におかれましては、誠にお手数ですが、件名・本文を空欄にしたまま newsletter@halaw.jp 宛へメールを送信していただけますようお願い申し上げます。

当事務所の連絡先

〒100-6004 東京都千代田区霞が関 3 丁目 2 番 5 号霞が関ビル 4 階
電話：03-3595-7070 ／ FAX：03-3595-7105
E-mail：info@halaw.jp ／ URL：http://www.halaw.jp/

本ニュースレターは、作成時点において調査した範囲内での調査結果を基礎とした当事務所の一見解にすぎず、将来の学説、裁判例、省庁の見解の動向等により見解も変更しうるものです。また、本稿は隼あすか法律事務所に著作権が帰属しており、無断転載・使用等を禁じます。